

令和5年度 湯前町立湯前中学校部活動規定

湯前町立湯前中学校

1 目的

趣味や特技、志を同じくする者が集まり、自主的・継続的活動により、技能を高め体力の向上を図り、心身の健全な発達を促すとともに、スポーツや文化活動を通して、好ましい人間関係や社会性を育成し、豊かな心の成長を図る。

2 加入資格

部活動に加入できる者は、湯前中学校に在籍する者とする。

3 加入手続き

部活動に加入する者は、規定の申込書（R5より回答フォーム入力）に必要事項を記入の上、入部の許可を受けるものとする。ただし、学校での校医検診において心臓に疾患のある者、または、部活動に無理をするような者は、医師の診断を受け許可のあった者に限り入部を認める。

4 部の設置について

部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適正な数を設置する。
今年度の部を次のように設置する。

【運動部】 陸上部・野球部・ソフトテニス部・柔道部 【文化部】 吹奏楽部

※特別設置について

部の設置はないが、球磨人吉中体連が主催する大会に本人及び保護者から出場の希望があった場合、本人が継続的に取り組んでおり、職員の引率が可能な場合など、校長の判断により参加を認める。

5 部活動の改廃について

部の改廃については、生徒数や職員数の動向、活動環境の条件をふまえ、以下の規定に基づいて全職員で検討し、校長が決定する。

(1) 年度当初の入部受付期間に1年生の入部がなかった部活は、次年度から部員募集しない。

(2) 学校代表（他校との合同チームを含む）として編成できず中体連大会に参加ができなくなった部活動は、活動を停止する。

(3) (1)の要件に関わるような状況の場合には、入部届の締め切り後に部員と面談をして、あらかじめ廃部になる可能性を示し、転部等の希望があればその手続きを行う。

(4) (1)の要件に関わるような状況の場合には、各部で適当な時期に保護者会を開催し、保護者への周知を行う。

6 指導者

(1) 指導者は本校職員（部活動指導員を含む）を原則とする。

(2) コーチについては、学校の教育方針を理解し、生徒の健全育成にあたり、ふさわしい人物を校長が委嘱する。
コーチの任期は1年とする。

7 部活動育成会費

会費については、部活動育成会総会で決定する。なお、年度途中で退部した場合、会費の返金はしない。

※地域クラブ活動等でチーム（メンバー）登録をし、大会はクラブチームで出場するが、平日部活動に参加する生徒も育成会費を収める。

8 部活動における留意事項

部活動は、学校教育活動の一環であり、生徒の自発的、自主的活動を尊重しながらも、指導者は常に教育的配慮を心がける。特に下記については留意する。

(1) 部活動への参加は、任意参加とする。

(2) 身体成長が著しい中学生であるので、個々の発達段階を考慮し指導する。

(3) 技能偏重の指導に陥ることなく、生活全般について指導する。

(4) 選手中心の活動になることなく、全員が活動する部を育成する。特に上級生の望ましい指導により、円滑な縦のつながりを重視する。

(5) 生徒、指導者ともに疲労が蓄積しないように、練習・大会参加・休養のバランスを十分考慮する。

(6) 1週間の活動日は、5日以内とし、平日は水曜日、週末は（土曜日及び日曜日）1日以上計2日以上を休養日とする。月1回以上、土曜・日曜のどちらも活動しない週を設ける。また、毎月の第一日曜日は完全休業日とする。（大会やコンクール等の翌日は休養日にするなど健康面を考慮する。また、長期休業中もこれに準ずる。）

- (7) 長期休業中の活動は、その意義を踏まえ、ある程度長期まとまった休養日（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。
※R5のオフシーズンは、夏季8月11日～20日及び冬季12月27日～1月3日とする。
- (8) 休暇や出張等で指導者不在の場合、活動は行わない。ただし、指導者の代理がいる場合は、その責任のもとに行うことができる。（キャプテンに的確な指示をしておくとともに、指導者の代理に安全管理面での依頼をしておく）
- (9) 平日の活動時間は、日没前に生徒が安全に帰宅できるよう終了時刻を定め、長くとも平日2時間程度とする。
- (10) 土曜日、日曜日、祝日、長期休養日の活動時間は、午前または午後の半日を原則とし、長くとも3時間程度とする。（大会や練習試合等を除く）
- (11) 練習試合等に自転車で出かけるときは、事前に校長の許可を得ること。
- (12) 下校指導については、完全下校時刻を各部活動担当者が責任を持って行うこととする。
- (13) 始業前の早朝練習（自主練習を含む）については、行わないものとする。
- (14) 定期テスト前3日間は活動を行わない。ただし、定期テストの終了日から数えて5日以内に大会がある場合は、校長の承認を得て、1時間以内の活動ができる。

9 完全下校時刻

月	完全下校（終了時刻）	月	完全下校（終了時刻）
4～7月	18時15分（18時00分）	12月	17時15分（17時00分）
8月～9月	18時00分（17時45分）	1月	17時30分（17時15分）
10月	17時45分（17時30分）	2月	17時45分（17時30分）
11月	17時30分（17時15分）	3月	18時00分（17時45分）

※部活動終了時刻は、完全下校時刻の15分前までとする。

10 部活動停止

部活動生としてふさわしくない行動があった場合には、活動の一部、または全部を停止することができる。

11 競技会・大会・練習試合への参加

- (1) 各部の競技大会への参加は、教育的配慮にたって各部の計画により参加できる。しかし、部員が中学生であることを踏まえて、勉学に支障がないよう配慮する。
- (2) 眉そり、眉抜き、髪染め、ピアスなど、中学生としてふさわしくない容姿・態度の者は競技会・大会等へ参加できない。
- (3) 運動競技会の開催地域及び大会数については次のとおりとする。
 - ① 生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県域内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
 - ② 大会参加については、生徒の心身の発達段階からみて、中学校体育連盟の共催大会及び競技団体等が主催するその他の大会を含め月2大会までとする。（中学校体育連盟が主催する大会を除く。）
- (4) 練習試合の移動範囲については、原則として県域内とし、月2回以内とする。実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率者等について計画書を提出し、事前に校長の承認を得る。
- (5) 運動部活動以外の部活動の大会等への参加についても、学校教育活動の一環であることから、上記のとおりとする。
- (6) 大会、練習試合の結果については、校長及び職員へ報告する。

12 その他

- (1) 学校での健康診断において受診を勧められた生徒は、必ず受診をして部活動に参加すること。
- (2) 活動中の事故には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金を充てる。
- (3) 練習開始前に活動場所、用具の安全点検を十分にし、常に事故防止に努めること。
- (4) 準備運動を入念にやり、練習の順序をよく考え活動すること。
- (5) 気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。
- (6) 人数不足で正規のチームが組めない場合は、関係校長の判断と承認のもと、近隣の学校と合同で活動や練習試合を行うことができる。

【※郡市中体連駅伝大会についての申し合わせ（県大会も含む）】

- (1) 学校代表選手を選出し、学校全体で取り組むものとする。
- (2) 代表選手は学校代表選手であるという自覚と責任を持って、活動に取り組むこととする。
- (3) 他の部活動に所属し、所属部の大会が近い場合には、顧問と相談し活動の仕方を決定する。